

議案第 3 号

瑞穂町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正
する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 8 年 3 月 2 日

提出者 瑞穂町長 石 塚 幸右衛門

(提案理由)

地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）及び行政不服審査法（昭和 3 7 年法律第 1 6 0 号）の改正に伴い、条例を改正する必要があるので、本案を提出する。

瑞穂町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を
改正する条例

瑞穂町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成 1 7 年
条例第 2 7 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条各号を次のように改める。

- (1) 職員の任免及び職員数に関する状況
- (2) 職員の人事考課の状況
- (3) 職員の給与の状況
- (4) 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況
- (5) 職員の休業に関する状況

- (6) 職員の分限及び懲戒処分の状況
- (7) 職員のサービスの状況
- (8) 職員の退職管理の状況
- (9) 職員の研修の状況
- (1 0) 職員の福祉及び利益の保護の状況
- (1 1) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項
第 5 条第 2 号中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

附 則

この条例は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

瑞穂町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例 新旧対照表

新	旧
<p>第1条及び第2条 略 (報告事項)</p> <p>第3条 略</p> <p><u>(1)職員の任免及び職員数に関する状況</u></p> <p><u>(2)職員の人事考課の状況</u></p> <p><u>(3)職員の給与の状況</u></p> <p><u>(4)職員の勤務時間その他の勤務条件の状況</u></p> <p><u>(5)職員の休業に関する状況</u></p> <p><u>(6)職員の分限及び懲戒処分の状況</u></p> <p><u>(7)職員のサービスの状況</u></p> <p><u>(8)職員の退職管理の状況</u></p> <p><u>(9)職員の研修の状況</u></p> <p><u>(10)職員の福祉及び利益の保護の状況</u></p> <p><u>(11)前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項</u></p> <p>第4条 略 (公平委員会の報告事項)</p> <p>第5条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2)不利益処分に関する<u>審査請求</u>の状況</p> <p>(3) 略</p> <p>第6条から第8条 略</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この条例は、平成28年4月1日から施行する。</u></p>	<p>第1条及び第2条 略 (報告事項)</p> <p>第3条 略</p> <p><u>(1)職員の任免及び職員数に関する状況</u></p> <p><u>(2)職員の給与の状況</u></p> <p><u>(3)職員の勤務時間その他の勤務条件の状況</u></p> <p><u>(4)職員の分限及び懲戒処分の状況</u></p> <p><u>(5)職員のサービスの状況</u></p> <p><u>(6)職員の研修及び勤務成績の評定の状況</u></p> <p><u>(7)職員の福祉及び利益の保護の状況</u></p> <p><u>(8)その他町長が必要と認める事項</u></p> <p>第4条 略 (公平委員会の報告事項)</p> <p>第5条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2)不利益処分に関する<u>不服申立て</u>の状況</p> <p>(3) 略</p> <p>第6条から第8条 略</p>